

大多喜町ごみ収集カレンダーに係る有料広告掲載の取扱基準

(趣旨)

第1条 この取扱基準は、大多喜町有料広告掲載に関する要綱（平成18年告示第49号。以下「要綱」という。）及び大多喜町有料広告掲載基準に基づき、大多喜町ごみ収集カレンダーに掲載する有料による広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告等の範囲)

第2条 広告を掲載することができる者、広告の内容の範囲は、要綱第3条及び大多喜町有料広告掲載基準の規定によるものとする。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦 20mm 横 115mm
- (2) 広告枠数 4枠（奇数月2枠、偶数月2枠）
- (3) 入稿方式 町長が指定する形式（A I形式又はPDF形式）
- (4) 色数 現状発行しているごみ収集カレンダーの印刷色（広告の色校正はなし）
- (5) 掲載位置 ごみ収集カレンダー下部の部分
- (6) 掲載期間 1年間
- (7) 掲載方法 紙媒体のカレンダー
- (8) その他 掲載する広告は、奇数月2事業者、偶数月2業者の4事業者とする。

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、30,000円とする。

(広告掲載の募集方法)

第5条 広告の掲載の募集は、大多喜町ホームページで周知の上、期間を定めて行うものとする。

(広告の申告)

第6条 広告を掲載しようとするものは、要綱第7条第1項に規定する有料広告掲載申請書を提出しなければならない。

(補足)

第7条 この基準に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、令和6年9月1日から施行する。